

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の急速な進行や人口減少、人生100年時代の到来、自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症にかかる様々な影響など、社会環境は著しい変化を続けています。

このような中、男女が互いを尊重しながら、ともに支え、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)など誰もが分け隔てられることなく生活することができ、すべての人が幸福に感じられる社会を目指すことです。

国においては、令和2(2020)年に男女共同参画社会基本法に基づき「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」を策定し、男女共同参画への取組は持続可能な社会への重要課題としています。また、栃木県においても、令和3(2021)年に男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するための「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を策定しました。

これまで本市では、平成29年に策定した「かぬま男女共同参画プラン2017」に基づいて、行政の各分野において男女共同参画の視点を取り入れながら推進を図ってきました。

現在の「男女共同参画プラン」は令和3年度で計画期間が終了することから、その成果や課題を継承し、鹿沼市男女共同参画推進条例に示された理念に基づき、「一人ひとりが輝き活力ある男女共同参画社会」を実現するために、新たな「かぬま男女共同参画プラン2022」(令和4年度～令和8年度)を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

- 国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和50(1975)年、メキシコで国際婦人年世界会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。これに基づき、女性の地位向上を目指した取組が世界的規模で進められてきました。また、国連総会で、1976年から1985年を「国連婦人の十年―平等・発展・平和」とすることが宣言されました。
- 平成 7(1995)年の第4回世界女性会議(北京会議)では、女性の人権やエンパワーメントを促進する「北京宣言」が採択され、「行動綱領」で西暦 2000 年に向けて取り組むべき優先行動分野が示されました。

- 平成17(2005)年の第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)及び平成22(2010)年の第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚級会合)では、それぞれ、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価が行われました。
- 平成23(2011)年には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が発足し、平成24(2012)年及び26(2014)年の国連婦人の地位委員会では、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて決議案が採択されました。
- 平成27(2015)年第56回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚級会合)では、「北京宣言及び行動綱領」について、これまでの取り組み状況のレビューと広報・啓発等が行われました。また、同9月に開催された、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)のひとつに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されました。さらに、すべての目標とターゲットにおける進展において、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化が不可欠なものとして位置づけられました。
- 令和3(2021)年2月に世界経済フォーラムが発表した世界各国の男女格差を図る指数である「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は156か国中120位(前年は153か国中121位)に位置づいており、依然として男女間の格差が解消されていません。

(2)国の動き

- わが国における男女共同参画の取組は、国連を中心とした世界の動きと関連して進められてきました。昭和50(1975)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和60(1985)年には「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」という。)が公布されました。
- 平成11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21世紀の最重要課題」に位置付けられました。さらに、平成12(2000)年、この「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22(2010)年策定の3次計画、平成27(2015)年策定の4次計画、令和2(2020)年12月には、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- 平成19(2007)年には、政府、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者で構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和(ワー

ク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成22(2010)年の改定を経て、男女双方の職業生活と家庭・地域生活の両立支援や次世代育成支援等が推進されました。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」は平成13(2001)年に施行され、平成16(2004)年及び平成20(2008)年には配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充等を規定した同法の改正法が施行されました。また、平成25(2013)年に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされました。
- 平成25(2013)年に、日本再興戦略が策定され、「女性の活躍促進」が成長戦略の中核と位置付けられ、平成27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布、平成28(2016)年4月施行されました。
- 平成30(2018)年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

(3) 栃木県の動き

- 栃木県においては、平成8(1996)年に、プランを推進するために知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、女性の活動拠点として「パルティとちぎ女性センター(現在の「パルティとちぎ男女共同参画センター)」が開館、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。
- 平成13(2001)年には、「栃木男女共同参画プラン」を策定、翌年には、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け「栃木県男女共同参画推進条例」(平成15年施行)を制定しました。この条例に基づいて、平成18(2006)年3月に「とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)」が策定されました。
- 平成23(2011)年3月に「とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)」を策定し、同年4月には、深刻化するDV被害等の新たな課題に対応するため、女性の相談・保護・自立支援の中核機関として「とちぎ男女共同参画センター」が開所しました。
- 平成27(2015)年には、庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」を設置し、平成28(2016)年に「とちぎ男女共同参画プラン(四期計画)」を策定、また、県内官民一体となって女性の活躍推進の機運の醸成・啓発を図るため「とちぎ女性活躍応援団」を発足しました。
- 平成29(2017)年には、県内の中小・小規模企業における女性活躍や働き方の見直しを促進するため、「男女生き生き企業」認定・表彰制度を開始しました。
- 令和3(2021)年2月に男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するための「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」が策定されました。

(4) 鹿沼市の動き

- 昭和58(1983)年、婦人の地位向上を図るため、教育委員会に「婦人青少年係」を組織し、翌年、婦人問題施策を総合的に推進するため、庁内に「婦人行政部内推進会議」を、また、各団体の代表者等で構成される「鹿沼市婦人問題懇話会」を設置しました。
- 昭和61(1986)年に「婦人のための鹿沼市計画」(10年計画)を策定、平成3(1991)年には、青少年係と分かれて「女性課」となりました。翌年、計画書を「女性のための鹿沼市計画」として改定し、平成5(1993)年には、機構改革により「女性青少年課」となりました。
- 平成8(1996)年に計画書の見直しを図り「女性のための鹿沼市計画(二期計画)」を策定、平成13(2001)年には、男女共同参画社会基本法に基づき「かぬま男女共同参画プラン」を策定しました。同年、市全体として施策に取り組むため、女性青少年課を市長部局に移管、平成15(2003)年には男女共同参画担当部門は「人権女性課」に改編されました。
- 平成18(2006)年10月、「鹿沼市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画審議会が設置されました。平成19(2007)年3月には「かぬま男女共同参画プラン」(第四期計画)を策定しました。
- 平成24(2012)年3月、市を挙げて男女共同参画社会を実現することを目指し、「男女共同参画都市」を宣言しました。
- 平成24(2012)年度から「かぬま男女共同参画プラン2012」(第5期計画)、平成29(2017)年からは「かぬま男女共同参画プラン2017」(第6期計画)に基づき各種施策の取組を行いました。

3 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「鹿沼市男女共同参画推進条例」第7条第1項に基づく本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- この計画は、本市の上位計画である「第8次鹿沼市総合計画」の個別計画として「政策6なごやかさ-多様性を支える協働のまちづくり-(市民協働)」に基づく内容であり、他の関連計画との整合性を図っていくほか、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」を勘案するとともに、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」を念頭に置いています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「DV対策基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」をその一部が兼ねるものです。
- この計画における「女性」とは、戸籍上の性別を基本に、女兒、若年女性を含むあらゆる年代の女性への支援や必要な保護の視点から取り組むべき施策を策定しています。性的指向・性自認(性同一性)等に関することについては、現在広く議論が行われているところであり、こうしたことも含め、多様性を尊重した計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで5年間とします。

令和4年度 (2022)年度	令和5年度 (2023)年度	令和6年度 (2024)年度	令和7年度 (2025)年度	令和8年度 (2026)年度
「かぬま男女共同参画プラン 2022」				

5 計画の策定体系

この計画は、令和2(2020)年7月から8月にかけて実施した「男女共同参画に関する意識調査」を基礎資料とし、庁内組織としての策定体制である「鹿沼市男女共同参画行政庁内推進会議」により全庁的に施策の検討を行いました。

また、鹿沼市男女共同参画審議会からの意見聴取を経て、「かぬま男女共同参画プラン2022」に対するパブリックコメント(意見募集)を令和3年12月1日から令和3年12月28日まで実施し、本計画を策定しました。